2019年12月11日現在[[1]](#footnote-1)

日本銀行金融市場局

**ＣＰ・社債等買入における決済代行者の承認について**

**１．はじめに**

○　日本銀行では、コマーシャル・ペーパーおよび社債等の買入（以下「ＣＰ・社債等買入（注１）」といいます。）における短期社債等（注２）の買入（以下「短期社債等買入」といいます。）または社債等（注３）の買入（以下「社債等買入」といいます。）に係る資金の決済代行者の承認を随時行います（以下単に「承認」といいます。）。（注４）

（注１）ＣＰ・社債等買入の取引方法等については、日本銀行ホームページに掲載している次の資料をご覧下さい。

　　　　・「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入の取引概要」（http://www.boj.or.jp/mopo/measures/mkt\_ope/ope\_s/opetori19.htm/）

　　　　・「金融市場調節取引におけるオファー停止、対象先除外等の措置について」（http://www.boj.or.jp/announcements/release\_2018/data/rel181012b.pdf）

（注２）短期社債等とは、短期社債、短期不動産投資法人債、保証付短期外債および資産担保短期債券をいいます。

（注３）社債等とは、社債および不動産投資法人債をいいます。

（注４）短期社債等買入または社債等買入のいずれか一方についてのみ決済代行者となることも可能です。

**２．決済代行者の承認**

○　決済代行者は、「ＣＰ・社債等買入における決済代行者の承認基準・手続」（別紙）に基づき承認します。ただし、現段階では予見できない事情のために、別紙記載の基準等を適用することが不適当と判断される場合には、当該予見できない事情をも勘案して承認を行うこと、または承認された決済代行者の見直し等を行うことが極く例外的にあります。

以　　上

＜照会先＞

日本銀行　金融市場局

オペレーション企画グループ

03-3277-1277、03-3277-1272

別紙

**ＣＰ・社債等買入における決済代行者の承認基準・手続**

**１．決済代行者としての役割等**

○　金融調節を機動的・効率的に遂行する観点から、決済代行者および当該決済代行者に短期社債等買入または社債等買入に係る資金決済を委託しているＣＰ・社債等買入の対象先には、「適切に連携をとることにより正確かつ迅速に事務を処理すること」を求めます。

○ 決済代行者および当該決済代行者に短期社債等買入または社債等買入に係る資金決済を委託しているＣＰ・社債等買入の対象先が上記の役割に著しく背馳すると認められる場合その他の短期社債等買入または社債等買入における代行決済の適切な運用を確保する上で支障が生じると認められる場合には、当該決済代行者およびＣＰ・社債等買入の対象先に対して理由を示したうえで、当該決済代行者およびＣＰ・社債等買入の対象先の双方に対して、次の措置を採ることがあります。

・決済代行者に対する措置・・・・・・・代行決済の停止、あるいは決済代行者の承認取消

・ＣＰ・社債等買入の対象先に対する措置・・・オファーの見送り、あるいは対象先からの除外

○　ただし、個別の事情を勘案し、帰責事由がないと認められる者については、上記の措置の対象外とします。

**２．決済代行者としての必須基準**

○　決済代行者は、次の要件を満たしている必要があります。

（１）日本銀行本店の当座預金取引先（注）であること。

（注）整理回収機構、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除きます。

（２）当座勘定取引について日本銀行金融ネットワークシステムを利用していること。

（３）振替社債等資金同時受渡関係事務について日本銀行金融ネットワークシステムを利用していること。

　　　─―　なお、株式会社証券保管振替機構において、振替社債等資金同時受渡関係事務における資金受入先として、日本銀行本店との間で当座勘定取引を行う自己の店舗を指定している必要があります。

（４）株式会社証券保管振替機構において、資金決済会社（同機構が定める「社債等に関する業務規程」第２条第１９号に規定する「資金決済会社」をいいます。）としての登録が行われていること。

――　ＣＰ・社債等買入の対象先が、資金決済を委託できる決済代行者は、短期社債等買入または社債等買入それぞれについて１先とします。

（５）銀行法その他の法律により業務として為替取引を行うことが認められていること。

（６）申出受付日直前の決算期末（中間決算期末を含みます。以下同じです。）において、自己資本比率等が「金融調節取引の対象先等に関する信用力要件」に定める要件を満たすこと、または、申出受付日直前の決算期末以降の増資等の事情により、自己資本比率等が当該要件を満たすようになったと確認できること。

――　「金融調節取引の対象先等に関する信用力要件」は、日本銀行ホームページ（http://www.boj.or.jp/mopo/measures/select/index.htm/）に

掲載しています。

─―　申出受付日直前の決算期末の自己資本比率等が、申出受付日までに判明していない場合には、判明している直近の決算期末とします。

――　申出受付日において初回の決算期末が到来していない先であっても、日本銀行に決算期末の自己資本比率等を報告していた他の金融機関との合併、当該他の金融機関からの事業の全部譲受けまたは当該他の金融機関からの会社分割による事業の全部承継を受けた先は申出が可能です。

（７）申出受付日直前の決算期末以降の経営の状況その他考査等から得られた情報に照らし、自己資本比率等が実質的に「金融調節取引の対象先等に関する信用力要件」に定める要件を満たしていないとみられる事情、その他信用力が十分でないと認められる特段の事情がないこと。

○ 決済代行者の承認後、決済代行者等（決済代行者および決済代行者として承認された先であって所要の約定を未締結の先をいいます。以下同じです。）に合併その他の事由が生じた場合において、以上の基準に鑑み日本銀行が必要と認めるときは、当該決済代行者等に自己資本比率、その算出根拠資料その他の資料の提出を求めることがあります。

また、上記の基準に鑑み必要と認められる場合には、決済代行者の承認を取消すこと等があります。

**３．申出**

**（１）申出の方法**

○ ＣＰ・社債等買入の対象先および当該対象先から短期社債等買入または社債等買入に係る資金決済の委託を受けることを希望する金融機関（以下「決済代行希望者」といいます。）は、連名により、別添の申出書を提出して下さい（提出先：金融市場局＜新館4F＞）。

　――　申出書を提出される際には、予め日本銀行金融市場局オペレーション企画グループまでご連絡下さい（連絡先：03-3277-1277、03-3277-1272）。

――　申出書は決済代行希望者およびＣＰ・社債等買入の対象先の何れから提出頂いても構いません。

**（２）申出に関する留意事項**

○ 申出にあたっては、以下の点にご留意下さい。

1. **自己資本比率等について**

イ．申出受付日において、決済代行希望者が、何れかのオペの対象先、国債系オペにおける決済代行者等（注）またはＣＰ・社債等買入における決済代行者等の何れにも該当しない場合において、次の（イ）から（ニ）までの何れかに該当するときは、決済代行希望者は、何れに該当するかを記した適宜の書面とともに、ロ．の資料を提出して下さい。

　（注）国債売買オペ、国庫短期証券売買オペ・国債現先オペまたは国債売現先（国債補完供給）における決済代行者等をいいます。

（イ）申出受付日において初回の決算期末が到来していない先

（ロ）申出受付日直前の決算期末以降、他の法人との合併、他の法人からの事業の全部もしくは一部譲受け、他の法人への事業の一部譲渡、他の法人からの会社分割による事業の全部もしくは一部承継または他の法人への会社分割による事業の一部承継があった先

（ハ）申出受付日直前の決算期末の自己資本比率等を、日本銀行に提出後、変更した先（変更後の自己資本比率等を日本銀行に提出済の先を除きます。）

（ニ）（イ）から（ハ）までの先のほか、日本銀行が自己資本比率、その算出根拠資料その他の資料の提出を求めた先（資料の提出を求める場合には、日本銀行から個別に取扱いをご連絡します。）

ロ．提出資料

（イ）日本銀行が指定する時点の自己資本比率等（実績値がない場合には、見込み値または監督官庁に見込み値を提出済であるときはその数値）、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料

（ロ）監督官庁に提出済の見込み値を報告する場合には、監督官庁への提出を証する書面

1. **決済代行者が合併、事業譲渡または会社分割を行う場合の取扱い**
* 決済代行者として承認された先が、合併により非存続会社となる場合、事業譲渡において譲渡会社となる場合または会社分割において分割会社となる場合には、当該決済代行者による代行決済について、日本銀行、当該決済代行者および当該決済代行者に短期社債等買入または社債等買入に係る資金決済を委託しているＣＰ・社債等買入の対象先における実務上のフィージビリティを確認する必要があります。また、確認の結果、当該決済代行者による代行決済を停止することがありますので、予めご承知おき下さい。
* 上記の場合を含め、決済代行者として承認された先が合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合には、日本銀行金融市場局に前広にご連絡下さい。

**４．承認方法**

○　２．の必須基準を満たし、かつ、１．の役割の遵守を確約した決済代行希望者を、決済代行希望者と連名で３．の申出を行ったＣＰ・社債等買入の対象先の短期社債等買入または社債等買入における資金の決済代行者として承認します。

**５．その他**

**（１）規則等の貸与**

○　代行決済に係る規則等の借覧を希望される場合には貸与しますので、その手続等につき、日本銀行金融市場局オペレーション企画グループにご照会下さい。なお、貸与した代行決済に係る規則等の転貸等は認めていませんので、ＣＰ・社債等買入の対象先および決済代行希望者の双方が借覧を希望する場合には、個別にご照会下さい。

**（２）承認結果の通知**

○ 決済代行者の承認結果は決済代行希望者およびＣＰ・社債等買入の対象先に通知します（原則として、申出書にご記入頂いた連絡先の第1順位の方に通知します。）。

以　　上

別添

**ＣＰ・社債等買入における決済代行者の承認に係る申出書**

　　　　　　　（注１）（以下「甲」といいます。）は、以下の1．を確約のうえ、ＣＰ・社債等買入のうち、下表の買入について、　　　　　（注２）（以下「乙」といいます。）を決済代行者とすることを希望します。

乙は、以下の1．から3．までを確約のうえ、下表の買入の決済代行者となることを希望します。

乙が甲の下表の買入における決済代行者として承認された場合には、同買入に係る決済を行う営業所等は　　　　　　（注3）とします。

なお、決済照合システムで利用する決済代行者の金融機関識別コード（ＢＩＣコードまたは統一金融機関コード等）は、　　　　　　　（注４）です。

※資金決済の代行を希望する買入の左欄に○を記入。

|  |
| --- |
| 乙を甲の資金決済の決済代行者とすることを希望する買入 |
|  | 短期社債等（短期社債、短期不動産投資法人債、保証付短期外債および資産担保短期債券）の買入 |
|  | 社債等（社債および不動産投資法人債）の買入 |

（確約事項）

1.　甲および乙は、乙が甲の上表の買入における決済代行者として承認された場合には、「ＣＰ・社債等買入における決済代行者の承認基準・手続」の１．に掲げる役割を遵守します。

2.　乙は、「ＣＰ・社債等買入における決済代行者の承認基準・手続」の２．に掲げる基準を満たしています。

3.　乙は、日本銀行が必要と認める場合には、自己資本比率、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料を速やかに提出します。

 　　　年 　 月　 日（注５）

 金融機関等名（甲）

 金融機関名（乙）

（金融機関等コード・4桁）

（金融機関等名）（注１）

（役職名・代表者）

　　　　　　　　　　　　　　（注６）印（注７）

（金融機関等コード・4桁）

（金融機関名）（注２）

（役職名・代表者）

　　　　　　　　　　　　　　（注６）印（注７）

日本銀行金融市場局長 殿

（注１）ＣＰ・社債等買入の対象先の名称（日本銀行との当座預金取引において業務局に届出済の印鑑届における金融機関等名）を記入して下さい。外国銀行および外国法人である金融商品取引業者の場合には、届出済の和文呼称を使用して下さい。

（注２）（注１）記載の者が決済を委託する金融機関の名称（日本銀行との当座預金取引において業務局に届出済の印鑑届における金融機関名）を記入して下さい。外国銀行の場合には、届出済の和文呼称を使用して下さい。

（注３）（注２）記載の金融機関に属する営業所等のうち、日本銀行本店と当座預金取引を行っている営業所等の名称を記入して下さい。

（注４）決済代行者の承認後に変更が生じる場合には、予め日本銀行金融市場局および業務局にご連絡下さい。

（注５）申出書の提出日を記載して下さい。この記載がない場合には、日本銀行金融市場局の受付印の日付を提出日とみなします。

（注６）頭取、社長、理事長等が記名なつ印または署名して下さい。

（注７）代表者欄への支店長等の代理人名の記載は不可。印章は、日本銀行との当座預金取引において業務局に届出済の代表者の印鑑届に押なつしているもの（署名鑑届出者については届出済の署名）を使用して下さい。

|  |
| --- |
| 甲の連絡先（優先順位を付け2名まで記入して下さい） |
| 部署・役職 | 氏　　名 | 電話番号 | ﾌｧｸｼﾐﾘ番号 | E-mailｱﾄﾞﾚｽ |
| 1． |  |  |  |  |
| 2． |  |  |  |  |
| 所在地：〒 |

|  |
| --- |
| 乙の連絡先（優先順位を付け2名まで記入して下さい） |
| 部署・役職 | 氏　　名 | 電話番号 | ﾌｧｸｼﾐﾘ番号 | E-mailｱﾄﾞﾚｽ |
| 1． |  |  |  |  |
| 2． |  |  |  |  |
| 所在地：〒 |

1. 当初公表日は、2019年6月3日。 [↑](#footnote-ref-1)